

1.知っておきたい著作権

著作権とは…

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
(著作権法第2条1項1号)

★ 発行(公表)時か、制作時か

パターン1	パターン2	パターン3
1956(昭和31)年 12月31日までに 発行(公表) ↓ 著作権は消滅 ↓ 許諾は不要	1947(昭和22)年～ 1956(昭和31)12月31日までに 制作(創作) ↓ 創作後10年以内の 発行(公表) であって、 1957年(昭和32年)以降の 発行(公表) ↓ 保護期間は作者の死後70年	1957(昭和32)年 1月1日以降に 制作(創作) ↓ 著作権の保護期間は作者の死後70年 ↓G 権利者の許諾が必要 著作者が死亡の場合は、 著作権は継承した権利者の許諾が必要

※ただし、著作権が消滅したものであっても著作者人格権を侵害するような使用はできない。

★「著作権」は永久ではなく、保護期間が決まっている

保護期間が過ぎると著作権は消滅。実名で公表された著作物は作者の**死後70年**で消滅。
無名、変名、団体名で公表された著作物は**公表後70年**、映画の著作物は**公表後70年**。

意匠権 (いしょうけん)とは…

「産業財産権の一。工業上利用することができる新規の意匠(意匠趣向デザイン)を独占的・排他的に使用できる権利。登録によって発生する。
存続期間は設定登録の日から20年(平成19年(2007)3月以前のものは15年)」

また、新規性と創作性があれば特許庁の審査を経て登録することができる。
存続期間(保護期間)終了後は、誰でも自由にその意匠を使えるようになる。
参照：デジタル大辞泉

* 著作権と意匠権の比較 *

著作権	意匠権
… 作品として見て楽しむ(鑑賞する)もの	… デザイン重視ではなく、機能性が重要
・ 著作(創作)物の保護が目的 ・ 発生主義(登録が必要ない) ・ 保護期間が著者死後70年(原則) ・ 新規性は不要 ・ 類似のものを禁止できない	・ 製品のデザインの保護が目的 ・ 方式主義(書類の提出、登録が必要) ・ 保護期間が意匠登録後20年 ・ 新規性が必要 ・ 類似のものを禁止できる

2.著作権法第31条

著作権法第31条

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館、その他の施設で政令で定めるものにおいては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。

3.著作物の種類

言語の著作物

小説、脚本など文字で表現されているもののほか、講演も含まれる



地図、図面、図表模型その他の図形

地図、設計図面など学術的な図面、図表、模型等



音楽の著作物

歌詞、楽曲。
ただし、詩・言語の著作物でもある



舞踊、無言劇の著作物

振付



写真の著作物

銀塩写真、デジタル写真



映画の著作物

ゲーム機やパソコンの画面に表現される動く映像も映画に含まれる
媒体は、フィルム・DVD・HDDなど



美術の著作物

絵画、版画、彫刻、書、イラスト、マンガ等



建築の著作物

特色のある建築物を保護するもの
普通の住宅、建築物は保護の対象外



プログラムの著作物

コンピュータ・プログラム



4.著作権で困ったときの Q&A

Q. 古い映画のパンフレットのスチール写真を商品パッケージに使ってもいいですか？

A. スチール写真の著作権が消滅していれば自由に使用可能。

※ただし、映画のスチール写真は、映画のフィルムから抽出したものと撮影現場を撮影したことがある。

(！) ATTENTION

映画のスチール写真はフィルムのコマ落としでも現場を撮影した場合でも写真の著作物として保護される。

それぞれの著作権の保護期間は、コマ落としの場合は「映画の著作物」の一部として公表後70年、

「写真の著作物」の場合は撮影者(著作権者)の死後50年。(著作者が法人及び団体名義ならば公表後50年まで)

また、写真に人物が写っている場合は肖像権を侵害しないように注意する必要がある。

Q. 他社の絵画やイラストを実写で表現して広告に使ってもいいですか？

A. 著作権が消滅している絵画やイラストであれば自由に利用できるが、消滅していなければ使用不可。

※ただし、保護期間内の著作物を権利者に無許諾で、そっくりアレンジし、実写で表現すると複製権の侵害になる。

(！) ATTENTION

著作権が消滅している絵画やイラスト(美術の著作物)であれば自由に実写化して利用可能だが、

保護期間内の著作物を無許諾で利用すれば複製権の侵害、アレンジして利用した場合は翻案権の侵害になる可能性がある。

保護期間内である他社の著作物を基に実写化する場合は、元の著作物の特徴が感得できないよう、

新たな作品として創作すれば著作権侵害にはあたらない。

Q. 小説「雪国」の一節を広告のコピーに使うことは可能ですか？

A. 小説「雪国」は言語の著作物として保護されているが、冒頭の1フレーズだけを抜きだした場合は著作物として認められないため、コピーに使用しても著作権法上の問題はない。

※ただし、もっと長いフレーズを使用すると著作権侵害になる可能性がある。

(！) ATTENTION

小説は言語の著作物として著作権法で保護されているが、本文の1フレーズだけを取り出して、

それが著作物として保護されることはないので、広告のボディコピーやキャッチコピーにも使用することが出来る。

Q. 昔からある伝統文様「ちどり文様」を包装紙のデザインに使ってもいいですか？

A. 伝統文様が美術的な著作物であるとしても、著作権・意匠権ともに存在しないので包装紙のデザインに使用できます。

※ただし、すでにその文様を使用したものが社会的に有名な場合、無許諾で利用すると不正競争防止法に抵触する可能性がある。

(！) ATTENTION

伝統的な文様は、著作権法・意匠法の保護の対象になっていないので、自由に使うことができる。

ただし、すでに同じ文様を使用した周知の包装紙がある場合は、不正競争防止法の「著名表示の使用行為」に抵触する可能性がある。

参考文献

赤田繁夫ほか(2010)『デザイナーのための著作権ガイド』パイ インターナショナル

京都精華大学が契約している データベース一覧

	Japan Knowledge Lib	「日本大百科全書」「日本国語大辞典」等を中心に各種辞・事典類を収録。
	朝日新聞クロスサーチ	明治12年以降の紙面イメージや1985年以降のPDFや切り抜きも見る事ができる。
	★ G-Search	企業情報、人物プロフィールから、法律・特許、マーケティングレポート、科学技術情報まで収集。
	★ 日経テレコン21	ビジネス関連情報（企業・人事・マーケット等）の提供サービスもある。
	ヨミダス歴史館	日本語の変遷などを調べるのに便利。
	JSTOR Arts&Sciences Ⅲ・Ⅴ	大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引など、日本の学術論文を中心とした論文情報を収録。
	CiNii Research	言語学、文学のほか音楽、宗教学、歴史、芸術、建築分野の重要タイトルを収録。
	日本文学web図書館	和歌&俳諧ライブラリー（新編国歌大観・新編私家集大成・歌書集成・古典俳文学大系）を閲覧することが可能。
	Popular Culture Magazine Digital Archive	音楽、映画、ファッションなどの雑誌記事本文を検索・閲覧が可能。
	MAGAZINEPLUS	論文がどこの雑誌に収録されているかを検索できる。ILLサービスを利用して文献複写依頼が可能。
	eBook Collection (EBSCO)	提供タイトルの『現代史資料:1-30,別巻』（みすず書房）の閲覧、本文検索や印刷ができる。

★ … 代行検索サービスのデータベース

2Fと図書カウンターで申込むことができるサービスのこと。
検索結果の表示・本文の閲覧・印刷には別途費用がかかります。